

千葉市外部監査結果対応措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査（以下「外部監査」という。）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じる措置（以下「外部監査結果対応措置」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(改善計画の作成)

第2条 外部監査結果対応措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、次条に規定する千葉市外部監査結果検討委員会において当該措置の概要、実施時期等を記載した計画（以下「改善計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、外部監査結果対応措置を講ずるべき局等が限定的で、全庁的な調整を行う必要がない場合は、当該局等において改善計画を策定するものとする。

(設置)

第3条 改善計画の策定及び外部監査結果対応措置に関し必要な事項について検討するため、千葉市外部監査結果検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 委員会は、総務局長、総合政策局長及び財政局長をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、総務局長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要があると認めるときに招集する。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員を委員会に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務局情報経営部業務改革推進課において処理する。

(部会)

第7条 委員会に、別に定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置く。

3 部会に副部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会について準用する。

7 部会長は、部会で調査検討した事項について委員会に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外部監査結果対応措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 5 日から施行する。